明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（三一）　二
〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二〇六）　五
〔告　示〕
○特許法第三十五条第六項に基づく発明を奨励するための相当の金銭その他の経済上の利益について定める場合に考慮すべき使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等に関する指針（経済産業一三一）　六
○特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件等を廃止する件（国土交通六八九）　二
○柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件（同六九〇）　三
○床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件（同六九一）　三
○内装の仕上げを不燃材料でしたことその他これに準ずる措置の基準等を定める件（同六九二）　三
○不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件（同六九三）　三
○強化天井の構造方法を定める件（同六九四）　三
○通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（同六九五）　四
○特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（同六九六）　四
○非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件（同六九七）　四
○申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（同六九八）　四
○建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件（同六九九）　四
○建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件（同七〇〇）　六
○登録特定建築物調査員講習、登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件（同七〇一）　七
○建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件（同七〇二）　七
○道路に関する件（同一九九～二〇一）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局五一）　一三
○道路に関する件（中部地方整備局七三～七五）　一三
○自動車専用道路を指定する件（四国地方整備局六八）　一四
○道路に関する件（同六九～七四）　一四
○道路に関する件（九州地方整備局七九、八一、八二）　一四
○自動車専用道路に関する件（同八〇）　一六

〔公　告〕

諸　事　項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二〇
会社その他
会社決算公告　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三一号）（内閣官房）

サイバーセキュリティ基本法の一部改正関係（第一条関係）

1　情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた情報システムに対する不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び指定法人（特殊法人及び認可法人のうちサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）が指定するものをいう。以下同じ。）をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定について、国の行政機関及び独立行政法人に加えて、指定法人をその対象とすることとした。

2　本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関することについて、国の行政機関、独立行政法人に加えて指定法人をその対象とするとともに、サイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）に関することについて、国の行政機関に加えて独立行政法人及び指定法人をその対象とすることとした。

3　本部は、その事務のうち、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るもの又は独立行政法人及び指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものの一部を、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができるものとすることとした。